

[栃木労働局労働基準部長より令和3年6月16日付け栃労基発0616第2号](#)をもって、標題の周知依頼がありました。本年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加等の必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者(中小企業事業主)に、費用の一部を支援する「有害ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひ、ご活用ください。

○詳細は、[厚生労働省「有害物ばく露防止対策補助金」](#)を検索してください。